

## 随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	平成30年度大規模地震時における係留施設の使用可否判定方策検討業務
業 務 概 要	本業務は、九州の港湾において大規模地震が発生した場合を想定して、迅速かつ効率的に係留施設の使用可否を判定できる方策を検討するものである。
契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局下関港湾空港技術調査事務所長 服部 俊朗 下関市竹崎町4-6-1
契 約 年 月 日	平成30年 8月 3日
契 約 業 者 名	平成30年度大規模地震時における係留施設の使用可否判定方策 検討業務沿岸技術研究センター・ニュージェック設計共同体
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区西新橋1-14-2
契 約 金 額	20,736,000円(税込み)
予 定 価 格	21,769,729円(税込み)
随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	<p>本業務を円滑に遂行するためには、FLIP解析を活用した矢板式係船岸の使用可否判定に関する検討についての高度かつ幅広い知識を有していることは勿論のこと、パラメトリックスタディを活用した矢板式係船岸の使用可否判定に関する検討、検討会の設置・運営等について総合能力・実績を豊富に有し、適切に実施することが必要である。</p> <p>以上のことから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明者においては、予定技術者の経験・能力（技術資格、業務遂行技術力、専門技術力）、発注者の要請に対する適格性・迅速性に関する本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案書の提出を求めるとともに、予定技術者へのヒアリングを行うことにより、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価したものである。</p> <p>建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、平成30年度大規模地震時における係留施設の使用可否判定方策検討業務沿岸技術研究センター・ニュージェック設計共同体が最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い円滑な遂行を図るものとする。</p>
業 務 場 所	—
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 ( 自 )	平成30年 8月 3日
履 行 期 間 ( 至 )	平成31年 3月15日
備 考	